

令和7年度第1回 龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会〔全体会〕

日時：令和7年8月5日（火）

午後1時30分から

場所：龍ヶ崎市役所5階全員協議会室

次 第

1 開 会

2 報告事項

（1）昨年度の専門部会の活動等について

（2）障がい者プラン等の進行管理について

（3）こども発達センターつぼみ園の運営について

3 議 事

（1）第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画の策定について

（2）今後のスケジュールについて

4 閉 会

～全体会閉会后～

「聴こえない… とは」

龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会 専門部会報告書

	令和6年度 産学連携協議会（就労支援部会）
会議開催日・場所	令和6年10月29日（火）10：20～12：00 茨城県立美浦特別支援学校
出席者	委員／就労支援部会：寺崎部会長、寺田委員、飛坂委員、山村委員 地域居住支援部会：平出委員 民間／美浦村の民間企業より代表及び職員 事務局／牧野課長補佐、葉勢森主事
議題・検討内容	進行：飛坂委員（美浦特別支援学校教諭） 1、美浦特別支援学校についての説明 ・学校側より高等部の概要説明 ・各コースの学習内容について説明 ・行事等学校の特色について説明 2、校内実習等の内容について ・高等部における学校生活の見学 ・職業コースにおける職業トレーニングの見学 ・学生による作業内容の説明 ・学生への質問（以下学生からの声） ①コミュニケーションをとりながら、楽しく作業できている ②同じ作業をずっとしていると体が痛くなる（立っていると足が、座っていると腰が疲れるとのこと） その他参加者が各々質問した。 3、まとめ 見学を踏まえて美浦特別支援の職員及び美浦村の民間企業との意見交換 ・時代のニーズに合わせて、介護に関する訓練やパソコンを用いた事務作業訓練は需要があるかもしれない ・リネンの支援や、配膳等ができるように訓練できれば、現場でも活躍できるかもしれない ・素直な心を育んでいくことが大切だと感じる 4、その他（美浦特別支援より） 11月29日に即売会を開催し、学生の作成した物を販売いたしますので、お時間のある方は是非足を運んでいただければと思います。
備考	

龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会 専門部会報告書

	令和6年第1回 相談支援部会
会議開催日・場所	令和7年1月21日（火）10:00～11:30 市役所附属棟2階第3会議室
出席者	委員／金井委員、土屋委員、天田委員、佐々木委員、茅根委員 事務局／牧野補佐、唯根園長、関口
議題・検討内容	（1）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム「にも包括」について ① 保健所から「にも包括」についての概要説明 竜ヶ崎保健所 保健指導課 佐々木係長より、「にも包括」が構築された背景や、「にも包括」の在り方についての説明。 ➡精神障害の有無にもかかわらず誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保されたシステム。地域の資源や特性を活かした取組について協議を重ねて、地域にあったシステムを構築していくことが大切。「にも包括」は自由度が高い。 ② 市での精神障がいケースの対応の事例について 市で対応した事例について説明。「にも包括」とうたっていないが、実際は、ケースごとに関係機関とケース会議を行ったり、連携を取りながら「にも包括」の様な役割は市を中止に行っている。。 ケース1：保健所、病院、施設、計画相談員、発達障害者支援センター カラーズ ケース2：ケアマネージャー、包括支援センター、民生委員 ケース3：訪問看護、病院、施設 等 （2）ケース対応等の現状について 各委員から、自身の立場から、ケース対応で感じていることや、大変なことなど意見をもらう。 【意見抜粋】 ・障がいによっては、子どものころから療育の必要性をととても感じる。幼少期から成人までの一貫した支援の必要性を感じる。 ・精神疾患の家族は誰にも相談できずに、繋がりたいくても繋がれない家族や、病気を他人に知られたくない家族など色々な家族がいる。どのように支援して良いかわからないことがある。 ・支援に入りたくも、支援を本人や家族から断られてしまったら、支援の手立てがなく、困ってしまう。 等 （3）今後の部会の在り方について

	龍ヶ崎市の「にも包括」の在り方を検討していく。他の市町村が「にも包括」をどのように運営しているかを視察に行く。 龍ヶ崎保健所の佐々木委員が部会員を務めている、取手市の「にも包括」が活発に活動しているため、視察に行くことにする。
備 考	

龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会 専門部会報告書

	令和6年度第1回 地域居住支援部会
会議開催日・場所	令和6年11月28日（火）10：00～11：00 市役所附属棟2階第3会議室
出席者	委員／地域居住支援部会：釣委員、寺崎委員、芳住委員（欠）、平出委員 寺田委員（欠）、大橋委員 事務局／篠塚課長、古谷主査、飯塚主事、佐藤（会計年度任用職員、手話通訳者）
議題・検討内容	進行：釣委員 1、手話言語条例の制定について ①事務局より手話言語条例(案)の概要説明 ・条例の目的や意義について説明 ・質疑応答 Q. 事業者が行うべきことは？ A. ろう者に対する理解を深めること ②市で行っている事業についての説明および質疑応答 ・小学校での講座を市内11校で行った(社会福祉協議会) ・障がい福祉課内に手話通訳者の設置 ・手話通訳者の派遣(茨城県聴覚障害者協会に依頼) ③条文の説明 ・条文を読み上げ、ポイントの整理 ・質疑応答 Q. 第2条の用語の意義について、ろう者(手話を第一言語とする者)とあるが、それ以外の手話を扱う聴覚障がい者については？ A. 生活に困難を抱えている度合いが高いのが、条文で定める「ろう者」で、その理解が深まれば、手話を扱う聴覚障がい者についても同時にカバーできる。また、「市内に居住する個人」に当てはめられる。 Q. 緊急時・災害時の対応について A. 避難所への手話通訳者の派遣や筆談での対応など ・災害時に現場は混乱するため、自主防災組織や自治会への周知が必要 ④まとめ ・ろう者に対する知識や理解促進が必要不可欠であり、小中学校における学習機会の提供を行うべきである。手話以外にも表情やジェスチャーなど伝える方法があることを周知していく必要がある。 ⑤今後の流れ(予定) 12月の庁議→3月の議会→4月施行
備考	

令和7年8月5日
龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会資料

地域における発達支援の中核的役割を 担っていくために

～児童発達支援センターとしてのスタート～



福祉部 障がい福祉課
こども発達センターつぼみ園

『つぼみ園』の概要

『つぼみ園』は、心身に障がいがある、又は、発達に課題がある未就学児と小学生を対象に、日常生活における基本的な動作を習得し、集団生活に適応することができるよう、専門職による個別療育や児童指導員等による集団療育を行うことを目的に設置した施設です。

- 平成13年 4月 城南中学校の余裕教室を活用し、心身障害児通園事業として『障害児通園ルームつぼみ園』開設
- 平成18年10月 障害者自立支援法の障害福祉サービスの事業所指定を受ける
- 令和 4年 4月 藤ヶ丘に新築移転し『龍ヶ崎市こども発達センターつぼみ園』へ名称を変更
- 令和 6年 4月 児童発達支援センターとして県指定を受ける
児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業に加え
【新規】 保育所等訪問支援事業、相談事業開始

『つぼみ園』の療育

【個別療育】

児童発達支援・放課後等デイサービス



- 心理士
- 言語聴覚士
- 作業療法士
- 理学療法士

専門的な見立てに基づく個別支援

【集団療育】 児童発達支援



集団遊び

ルールのある遊びや運動遊び、お友だちとのやりとり遊びなどの設定療育を通じ、適応的に楽しめるように支援します。

製作

さまざまな画材に触れ、五感を通じて子どもたちの創造性を育てていきます。手先を細かく使うことや道具の使い方など1人ひとりの成長を丁寧に見守ります。

模倣遊び

自由遊びを通じて、お友だちの遊びを「まねしてみよう」や「一緒にやってみよう」という気持ちを育み、遊び方がわからない場合はそばで遊びをサポートします。

生活自立支援

手洗いうがい、着替えやトイレトレーニングなど生活スキルの習慣をスモールステップで支援します。できるところはすすんでいき、難しいところはサポートしながら、無理なくスキルを身につけていきます。

- 運動
- 音楽リズム・製作
- 感覚遊び
- ソーシャルスキルトレーニング等

【保育所等訪問支援】

- ▶ 令和6年4月開始
- ▶ 児童福祉法に位置づけられた事業で、保護者による申請と利用料の負担がある事業です。※小学校未就学のお子さまは無償化対象のため無料です。
- ▶ 集団生活を送る児童が、安心して集団生活を過ごすことができるよう、お子さまの通う保育所（園）・幼稚園・認定こども園、小学校等の施設を訪問し、専門的な支援を行う、児童福祉法に基づくサービスです。

▶ 直接支援

集団での活動や授業の中で、訪問支援員がお子さまに直接かかわり、集団生活に参加しやすいよう個別に働きかけます。

▶ 間接支援

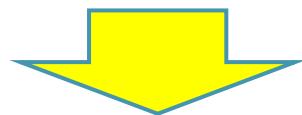
訪問支援員と担当の先生が一緒に関わり方や環境作りについて考えます。

専門職常勤配置

令和5年度 言語聴覚士 1 名

令和6年度 心理士 1 名（公認心理師・臨床心理士）

令和7年度 作業療法士 1 名



児童発達支援センターとしての
支援体制の強化

職員内訳

心理士 職員 1 名 委託 1 名

言語聴覚士 職員 1 名 委託 1 名

作業療法士 職員 1 名 委託 3 名

理学療法士 委託 2 名

保育士 3 名

児童指導員 3 名

児童発達支援管理責任者 1 名

事務職 2 名

管理者 1 名

計 20 名

『つぼみ園』の現状

- ▶ 少子高齢化が進展し、子どもの人口は減少傾向にあるが、『つぼみ園』の登録児童は毎年増加している。
- ▶ 要因として、発達障害者支援法の制定などを契機に、発達に課題のある子どもが顕在化してきたことや、こども家庭センターや教育センターから紹介される子どもが増加していることが挙げられる。
- ▶ R7年3月の状況（R7.4.1人口に占める割合）

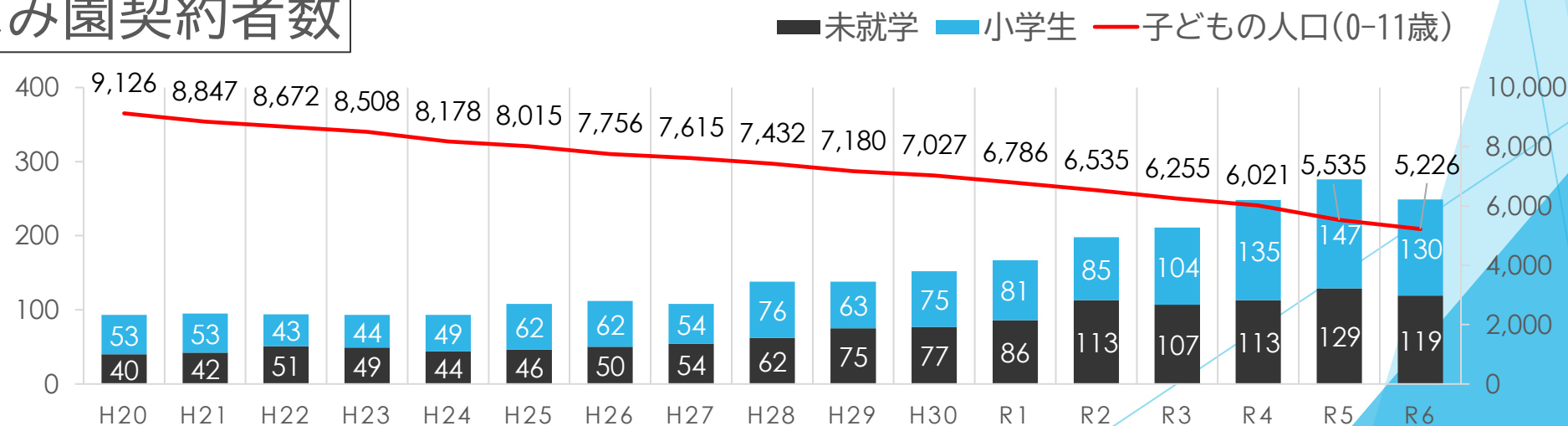
未就学児 119人/2,096人(5.7%)

小学生 130人/3,130人(4.2%)

※参考[H20年度] 未就学児 40人/4,149人(0.96%)

小学生 53人/4,977人(1.06%)

つぼみ園契約者数



こども発達支援ガイドブックを作成

【作成目的】

こどもたちひとりひとりが自分らしく成長でき、家族にとっても安心して子育てができること。

【ねらい】

こどもの育ちを支える様々な立場の人が活用できるサポートを紹介し、こども達の『気になる』行動に応じた適切な関わり方を知り、こどもを理解することができる。

「龍ヶ崎市こども発達支援
ガイドブック」

-別冊-こども発達支援
ガイドブック「つながる」



未就学児の利用者負担無償化

- ▶ 現在、全ての3歳～5歳児と非課税世帯に属する0歳～2歳児の利用者負担は無し
- ▶ 一方、小学生と課税世帯に属する0歳～2歳児は『1割負担』
- ▶ つぼみ園の利用負担額（1回あたり）

	令和5年度		令和6年度	
	個別療育	集団療育	個別療育	集団療育
未就学	891円	834円	1,500円	約1,500円
小学生	483円	426円	793円	－

令和6年度から

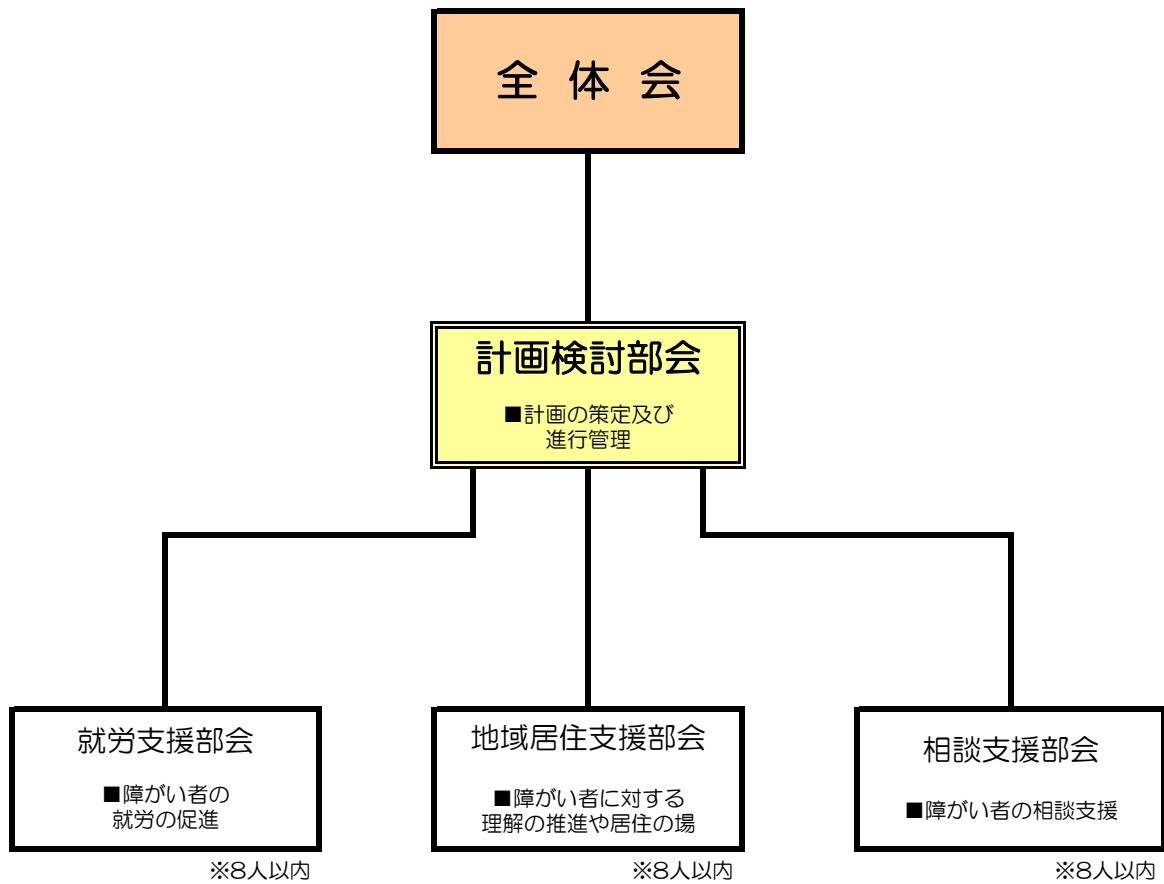
不安を抱える保護者に対するファーストステップ支援として、課税世帯に属する0歳～2歳児に係る利用者負担を市独自に無償化を実施。

*** 日常生活に困難を抱える子を持つ家族にとって、
全ての未就学児の利用料を無償化する意義は大きい***

今後ともどうぞよろしくお願いします。



龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会 組織図



第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画策定及び障がい者自立支援協議会スケジュール

	令和7年度						令和8年度												令和9年度		
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
アンケート調査	■アンケート内容等の検討																				
			■アンケート発送			■アンケート報告書完成															
			■アンケート締切（12月末）																		
計画書作成							→														
							■計画書素案作成														
												■計画書素案修正									
																→		■修正あれば計画素案修正			
障がい者自立支援協議会																					
					■全体会			■全体会（諮問）									■全体会（答申）				
	■計画検討部会											■計画検討部会（新計画の素案提示） →素案修正									
												■計画検討部会 →素案修正									
	■専門部会（就労・相談・地域居住）																				
市議会・庁内															■市議会全員協議会						
														■庁議			■庁議				
															→		■パブリックコメント				